

# 愛媛県特殊詐欺等撲滅条例（案）の概要

## 1 条例制定の趣旨

悪質な手口や被害の深刻さなどから社会問題となっている特殊詐欺等は、県内においても、平成27年に被害額が過去最高となる約5億6,800万円に上り、その後、官民一体となった各種抑止対策により減少傾向に転じたものの、現在も高い水準で推移し、年々その手口は多様化、巧妙化の一途を辿っています。

また、令和2年10月には、県内において初めて特殊詐欺の架け子アジトの摘発が行われ、これまで存在が確認されていなかった特殊詐欺の犯行拠点が県内にも潜在していることが明らかとなり、特殊詐欺等に対する更なる対策の必要性が認識されるようになりました。

そこで、特殊詐欺等の被害から県民の生活を守るため、特殊詐欺等の撲滅に向けた関係各所の役割を定めるほか、架け子対策、受け子対策、リクルーター対策に係る罰則を設けた条例を作成するに至ったものです。

## 2 条例の概要

### ◆ 総則

#### ○特殊詐欺等を定義（第2条）

特殊詐欺等の定義について、相手方を電話等により対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの等と規定します。

- (1) 「特殊詐欺」のほか、特殊詐欺と同視しうる窃盗、いわゆるアポ電強盗、類似手口の恐喝についても条例の対象としています。
- (2) 財物等の取得段階において、キャッシュカード等を相手方の隙を見るなどしてすり替えれば窃盗、暴行や脅迫を用いて強奪すれば強盗、脅迫による畏怖に基づいて財物等を交付させれば恐喝と罪名が変わりますが、こうした特殊詐欺と同視しうる手口で行われる犯行全てを本条例の対象にします。

#### ○県、県民、事業者、青少年の育成に携わる者の責務（第3条～第6条）

県、県民、事業者、青少年の育成に携わる者に対し、関係者が特殊詐欺等の被害に遭わないよう被害の防止対策に努めるなど、特殊詐欺等の撲滅のために適切な措置を講じるよう規定します。

- (1) 特殊詐欺等の被害防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する責務が県（知事部局、教育委員会、公安委員会）にあることを明記します。
- (2) 県民及び事業者に対し、特殊詐欺等に関する知識及び理解を深め、自治体の施策に協力することや、家族などの身近な者に対する被害防止に努めること、事業活動が特殊詐欺等に利用されないための措置を講ずることを努力義務として規定します。
- (3) 青少年の育成に携わるものが、青少年やその家族の被害防止について指導、助言し、また、青少年に対して、犯行に加担しないための指導、助言等を行うよう努力義務を規定します。

## ○特殊詐欺等の被害防止に関し、県及び市町との連携を規定（第7条）

県が特殊詐欺等の被害の防止に関する施策を効果的に推進するため、より地域の実情に精通した市町との連携を図ることや、県が市町の施策への支援等を積極的に行うことを規定します。

市町がより地域に密着した情報を保有していることや自治会等の地域コミュニティに精通していることから、県との間において、特殊詐欺等の被害防止に関する必要な情報の共有を行うなど相互の連携を図ることにより、真に効果のある施策を推進していくこととします。

## ◆被害の防止に関する基本的施策

### ○必要な広報啓発活動（第9条）

県は、県民が被害に遭わないよう、被害防止に関する県民等の関心と理解を深めるために、必要な広報及び啓発を行っていくことを規定します。

特殊詐欺等の発生状況、犯行手口等被害の未然防止を図るために必要な広報や、自身や家族、近隣住民等が被害に遭わないための具体的な被害防止方法等を広報、啓発することとします。

### ○県民等の自主的な支援活動（第10条）

特殊詐欺等の被害防止に関する重要な柱である県民等による自主的な活動を一層活発かつ効果的に促進するため、県が積極的に支援を行っていくことを規定します。

街頭キャンペーン等の広報啓発活動や年金支給日におけるATMへの警戒活動等の県民等による自主的な活動が促進されるよう、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整等、専門的な立場からの助言等の支援を行うこととします。

### ○青少年育成に係る支援（第11条）

第6条に規定する青少年の育成に携わるものの指導、助言等が円滑に行われるようにするため、県が、青少年の育成に携わるものに対して必要な支援を行うことを義務付けます。

特殊詐欺等に詳しい講師の派遣や青少年の育成に携わるものに対する研修会等青少年の育成に携わるものに対して必要な支援を行うこととします。

### ○特殊詐欺等発生状況の情報提供（第12条）

県に、特殊詐欺等の被害の防止を図るため、県民等及び市町に有意な情報をタイムリーに発信することを義務付けます。

警察本部で認知した、発生して間もない被害（不審電話）の情報等について、特殊詐欺被害防止アラートや、警察が配信している安全安心メールマガジン等あらゆる媒体を活用し、広く県民に情報提供します。

## ○県民等による適切な通報等の推進（第13条）

県民や事業者に対して、特殊詐欺等の被害に遭ったおそれがある者又は遭いかけているおそれがある者を発見したときは、警察官へ積極的に通報すること等を努力義務として規定します。

- (1) 金融機関での現金の振り込みやコンビニエンスストア等での電子マネーの購入等に際し、だまされている可能性が高い方等について、警察官への通報を積極的に行うことを規定します。
- (2) これにより、被害の水際阻止の効果が高まることが期待されるほか、事業者に対しては、事業活動を通じて、犯人と思われる者を発見したときも積極的に警察官へ通報するよう努力義務を規定します。

## ○特殊詐欺等の被害者に対する支援（第14条）

県に対し、特殊詐欺等の被害者が財産及び心身に深刻な被害を受けることに鑑み、被害者に対して真摯に相談に応じ、被害者救済に係る制度について情報提供、適切な機関の紹介など必要な支援を行うこととして規定します。

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律」や「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」に基づく被害回復給付金支給制度の教示等被害回復のための助言を行うことを規定します。

## ◆ 被害の防止のための必要な措置

### ○建物の貸付け等に係る規制（第15条～第18条）

特殊詐欺等に利用されるおそれがある場合の建物の貸付けや宿泊施設の提供の禁止、契約時の特殊詐欺等での利用でないことの確認等を規定します。

- (1) 建物を特殊詐欺等の犯行拠点（アジト）として利用することを禁止するほか、愛媛県内に所在する建物の所有者（家主）が、当該建物が特殊詐欺等の用に供されるおそれがあることを知りながら貸し付けることを禁止します。
- (2) 貸付契約の締結前に相手方より建物を特殊詐欺等の用に供しないことを確認した誓約書を徴収すること、特殊詐欺等の用に供されることが判明したときに催告することなく契約が解除できる旨の特約を設けることなどを努力義務として規定します。
- (3) 県内に所在する建物の貸付けの代理又は媒介をする者（不動産業者等）が、建物が特殊詐欺等の犯行拠点（アジト）として利用されることを知りながら、媒介等することを禁止することを努力義務として規定します。
- (4) 旅館営業者等に対して、特殊詐欺等の用に供されるおそれがあることを知りながら宿泊させることを禁止するとともに、宿泊施設が特殊詐欺等に利用されていることが判明した場合は、当該宿泊サービスの提供に係る契約の解除を求めることを努力義務として規定します。

## ○個人情報の提供等に係る措置（第19条・第20条）

特殊詐欺等に利用されるおそれがある場合の個人情報、個人データの提供を禁止することを規定します。

- (1) 多量の名簿等の個人情報が特殊詐欺等のだましの電話等に使用されている現状に鑑み、犯人グループに名簿等を渡さないようにするため、何人も名簿等の個人情報が特殊詐欺等の用に供されるおそれがあることを知りながら、第三者に個人情報を提供することを禁止します。
- (2) 健全な事業活動から特殊詐欺等に加担する第三者を排し、県民の被害の防止に資するため、個人情報取扱事業者に対して、個人情報保護法第25条第1項に規定する記録の作成を要する第三者提供で、かつ、初めての提供先である場合等に、運転免許証等の公的証明書で厳格な本人確認を行い、確認に係る記録を一定期間保存することを義務付けます。

## ○特殊詐欺等への加担防止のための必要な措置（第21条）

- ・ 正当な理由なく、個人情報等及びマニュアルを所持等することを禁止します。
- ・ 正当な理由なく、公共の場所等において国等が発行する身分証明書に係る偽造品を携帯することを禁止します。
- ・ 特殊詐欺等へ勧誘・強要することを禁止します。

- (1) 特殊詐欺等を行う犯行グループにおいて、架け子が相手方に架電する際に参照するための欺罔文言や役割（市役所職員、警察官、家電量販店店員等）をまとめたものをマニュアルとして組織内で共有していることが多いことから、正当な理由なく、架電先を参照するための個人情報等（いわゆる名簿）及びマニュアルを所持又は電磁的に保管することを禁止します。
- (2) 特殊詐欺等の受け子については、警察手帳等偽造した身分証を所持している場合が多いことから、正当な理由なく、公共の場所において国等が発行する身分証明書の偽造品を携帯することを禁止します。
- (3) 特殊詐欺等のリクルーターについては、SNS等を通じて受け子等を勧誘するほか、旧来の知人やグループを離脱しようとする者に対し、威圧等を用いて参加を強要することも想定されることから、特殊詐欺等に加担するよう勧誘するほか、加担を強要することを禁止します。

## ◆ その他

### ○一定の行為に対する罰則を規定（第24条～第27条）

- ・ 建物を特殊詐欺等を利用した違反：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 正当な理由なく個人情報等及びマニュアルを所持等した違反及び正当な理由なく身分証明書に係る偽造したものを携帯した違反：50万円以下の罰金
- ・ 特殊詐欺等に勧誘・強要した違反：30万円以下の罰金

#### (1) 条例に規定する

- ① 建物のアジト使用（第15条第1項）
- ② 名簿及びマニュアルの所持等（第21条第1項）
- ③ 公的な身分証明書の偽造品を公共の場において携帯（第21条第2項）
- ④ 特殊詐欺等への勧誘・強要（第21条第3項）

について、所要の罰則を設けます。

- #### (2) これらの行為については、行為者のほか、その行為者と一定の関係にある法人又は自然人も処罰することを規定します。